

第108号議案 日吉自然の家条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 条例施行規則等で規定するもの・・・・・・・・・・	2

教 育 委 員 会
令和7年9月

1 条例施行規則等で規定するもの

附属設備使用料と減免については、条例施行規則等に規定する。

(1) 附属設備使用料

区 分			現 行	改正案
照明設備	体育館	全面	209円	廃止（体育館使用料に含むため）
		半面につき	104円	

(2) 減 免

ア 方針に基づく共通減免適用分

項 目	現 行	改正案
本市及び本市の機関が自ら使用する場合及び市が主催又は共催する事業で施設を利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市に所在する学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。））がその目的達成のために施設を利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市に住所を有する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持する者並びにその介護者（1名）（「障害者等という」）が利用するとき	減免率100%	減免率100%
本市以外に住所を有する障害者等が利用するとき	減免率50%	減免率50%